

Title	英国戦時の産業組織
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.12 (1915. 12) ,p.1423(87)- 1424(98)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151201-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學教授 神戸寅次郎先生著
ドクトル・ユリス

註釋民法全書 第八卷

契約總則

第一分冊

新刊

菊版並製本 定價金壹圓七拾錢
四百二十頁 内地送料金拾貳錢

著者が最も得意とせらるゝ民法債權編中契約總則の註釋にして特に本冊は其前半部に屬し僅少の條文に對して此大冊を成すに至れるは以て其記述の詳密なることを窺知するに足るべく、議論斬新精透を極め、學理解説と逐條註釋の各長所を併せたる大著作にして斯法研究家必讀の要書なり

第二分冊 引續き刊行

東仲 京猿 神樂 會町 店書堂松巖 振六 替五 東五 京六

雜 錄

英國戰時の産業組織

堀江 歸一

左に掲ぐるは本年九月發行「ラウンド・テーブル」所載論文「産業上の状態」と題するもの、要旨なり。筆者の何人たるを明にする能はずと雖も、英國が開戦當時自然の成行に放任したる産業上の状態に對して、漸次或る組織を設け、所謂産業上の動員計畫を完成するに至れる徑路を明にするに足るものあるを以て、譯出して戦後に於ける經濟政策の變動を知るの資料に充てんとす

第一 相互の無識

最近三箇月間英國に於ては、戦時の必要に應ずる爲め、國民の産業上に於ける資源を統一する計畫に著しき進行を告げ、此目的を以て新に

第九卷 (二四三三) 雜 錄 英國戰時の産業組織

第十二號

八七

一の官廳設立せられ、内閣に於て最も鋭敏にして獨創の意見ある政治家を其首腦に戴き、而して其首腦者は常に産業を組織するのみならず、之に刺戟を與へんとして努力しつゝあり。思ふに産業界の發達に就て、當面の急務とする所は兵站事務省の創設に非ず、將た又兵器製造高の増加にも非ず、實に産業上の諸問題、之に對する勞働者社會の態度並に之を解決せんとする精神並に意志の明瞭に理解せらるゝを要すること是れなり。蓋し戦争の初期に於ける失策過失は公共的精神の漏脱又は善良なる意思の缺乏に基くものに非ず、寧ろ産業上の状態の不良なるに加ふるに、先見を缺き、且つ無識なりしことに依るものにして、而して此無識たる戰時産業の問題に干與する各關係者の悉く然りしものなることを認めざるを得ず。即ち政府も僱者階級も職工組合も總て戦時に臨んで、異常の要求發生し、是等要求に應ずる爲めに、共同的動作を取

るの必要あることを閉却したり。固より戦争破裂の際には、相互間の善意は到る所の方面に發現し、産業上の紛議の如き、一時休戦状態を呈したりと雖も、多年間に亘れる相互の不信誤解は一朝夕にして除却せらる可からず、新なる共同的政策を案出するに必要な計畫の實行せられざる限り、新なる習慣に依て行動を律するの不可能なるは勿論にして、開戦當初相互の善意と稱せらるゝ漠たる空氣の下に醸成せられたる感情は忽にして相互の無識に依り、又公共的利害に對して、共同的動作に就かしむる機關の存在せざることに依て攪亂せられ、歳月を重ねるに隨ひ、再び舊時の困難に遭遇し、然も新なる衝突を惹起す可き原因の存在するを見たり。

開戦後食料品並に石炭の代價騰貴するや、労働者は政府が之を統制する實力を有せざる事實を見て、自ら失望の念なきを得ざりき。而して一方には労働者の失業する者多く、職工組合の失

費亦増加して、之に堪ゆる能はざるに至れるが上記三箇の利害關係者は毫も是等の問題に對して準備したるものなく、互に他の態度意思を理解せず、常に疑惑を懷き、又他の公共的精神を蔑視したり。幸に最近三箇月間に於ては、狀況一變して、寛容的精神に加ふるに、國民的統一の感情發現し、各方面の思慮ある人士は箇人並に社會生活の領域に於て、國家は國民の勤勞並に物資に對して、絶大の權利を有することを承認するに至れり。固より從來反對の原則に律せられたる英國の生活に於ては、斯る方嚮に進むに就て更に大なる努力を要するものあるや論を俟たず、營利を以て終局の目的とする状態より國民的任務を承認する状態に進むに就て、多くの時を要したりと雖も、今や漸くにして變革の機運に臨み、人民は其行動に於て統一せらるゝことを待望するに至れり。

然らば斯る機運の變革は如何にして到來せ

るや、之を理解するには、既往の事件に就て顧みる所なかる可からず。即ち本論に於て最近三箇月間に於ける重大事件を論じて、産業上の状況を明にし、最後に其意義を論せんとする所以なり。

第二 軍需品法

最近四小半季間に於て、産業上に起れる重大事件は第一、兵站事務省の新設並に同省長官としてロイド・ジョージ氏の任命、第二、軍需品法の制定並に同法に附屬する各種委員會、審問所其他機關の組織、第三、ウエールズに於ける炭坑夫同盟罷業の勃發、其解決並に之に伴ふ炭價法の制定是れなり。兵站事務省は六月九日議院を通過したる法律に依て創設せられ、一二週間後國民的内閣の組織と共に、ロイド・ジョージ氏兵站事務を主宰することゝ爲れり。内閣改造とジョージ氏の轉任との間に如何なる關係あるや明ならずと雖も、内閣改造せられざるも、

或はジョージ氏の轉任に接したるものと信ず可きの理由あり。蓋し氏が職相在職中より兵站事務に忙殺せられたるは、世間の知れる所にして現に氏はクライドに於ける同盟罷業中バンゴリアに於て演説して、此問題の重要なことを説述し、更に其後機關工業組合と協商するに當て熟練せる伎倆を示し、自ら新設事務の主宰者たる可き事實を暗示し、世間亦氏の新任を歓迎したり。兵站事務省の有する權限は甚だ廣大にして、軍需品法は兵站なる語を解して、軍事上の目的に供せらるゝ總ての物を意味すとし、隨て之に兵器、彈藥、軍事上の材料、武裝又は運輸に要せらるゝ物資並に兵器生産に關係ある物を包含せしむるものとしたり。然らば兵站事務大臣は狹義に於ける軍需品のみならず、被服、軍靴、糧食の製造、兵舎の建築、鐵道、船渠、船舶等苟も戦争に關係ある生産分配の各方面に干渉するを得べきものなり。

兵站事務省の行政は従來陸軍省、海軍省、商務院等の管轄に屬したるものを割取したる次第なるが、然らば前者は如何なる關係に於て、新行政に着手したるか。其第一着歩は實に勞働問題の解決に始まり。蓋し政府と機關工業組合との間には、既に三月を以て一協約の成立したるに拘はらず、協約條項曖昧なるに加ふるに之を實行する制裁を缺ける爲め、甚だ不満足なる状態に陥り、有力なる實行機關を設くるを必要としたり。茲に於てカロイド・ジョージ氏は職工組合代表者と會合して、解決の方法を案じ其結果として七月二日を以て軍需品法の制定を見たるが、同法は要するに三編より成り、第一編に於て軍需品法に支配せらるる産業に起れる紛議に對して強制仲裁法を適用することとし、同盟罷業並に同盟解備は三週間の猶豫を以てし且つ商務院の干與する解決の失敗したる後に行ふに非ざれば、違法のものなりとし、罷業者に

對しては違法行爲の行はるる期間内、一日又は其以下の時日に付き五磅を最高とする罰金を、備者に對しては同盟解備を爲したる被備者一名に付き一日五磅の割合を以て罰金を課することとし、本法の適用せらるる産業を以て、直接に軍需品製造に關係を有する事業としたれども、尙ほ政府の意見に據り、紛議の繼續が軍需品の製造、輸送並に供給に對して、直接間接に有害なりと認めたるときには、他の如何なる産業に起れる紛議にも適用するを得ることしたり。故に軍需品關係の事業に於ては、兵站事務大臣と職工組合代表者との會商に依て成立したる協約の一部として、強制仲裁法の採用せられたるは、大に注目を要する所なり。而して勅令に依り、軍需品法の適用の擴張せらるる他の事業に於ては、斯る協約の成立を見る能はず、炭坑夫紡績工の如き、従來頑強に強制仲裁に反對を表したる者は明に斯る協約に加入することを拒絶

したり。軍需品法の第二編は軍需品關係事業の組織に就て規定し、兵站事務大臣は軍需品製造の行はるる設備を自己の管理に移すの權能を有し、之を被監督設備と稱し、斯く指定せられたる事業に於て被備者の賃銀給料を變更せんとするときは、兵站事務大臣の認可を要し、同大臣は生産又は仕事を制限する習慣、實例、規約を戰時に限り中止するを得べく、尙ほ此種事業の利益にして標準率の五分の一を超過する部分は總て國庫に收納せらるることとし、而して利益の標準率を以て、戰爭に先だつ二箇年間の平均純益なりとし、又何人も既往六箇月間に「被監督事業」に雇傭せられ、以前の備者又は軍需品法審問所の許可證を有せざる者を雇入るを以て違法なりとし、一旦被監督事業に雇傭せられたる勞働者に對して、移動の自由を制限し、以て彼等の繼續的就業を期したり。

軍需品法中最も重要なるは、其第三編軍需品

審問所に關する規定是れなり。同法は中央地方二種の審問所を設くることを規定し、違法事件の輕重に依て、管轄を區別し、兵站事務大臣は委員長の外に備者並に被備者の間より各同數の委員を任命し、軍需品法の有効期間存續して、其事務を掌るものとしたり。然れども一方に備者は職工組合規則の復活に關して其約定を果すの責任あり、又出征軍人中勞働者の應募したる者を復職せしむるの義務あるを以て、一方に委員會は戰後十二箇月間存續するを得るの規定設けられたり。

然らば軍需品法は如何なる状態に於て運用せられ、又職工組合、備者並に政府の關係に如何なる影響を及ぼしたるや。カロイド・ジョージ氏は曩に公衆に向つて、自己の職責は現在の契約を急速に履行せしめ、又新供給の源泉を開發するに在りと述べ、而して他の一方に於て現在機械の五分の四は全力を以て運用せられず、又官

業に於ける機械にして夜業に使役せらるゝものは、全體の五分の一に過ぎざるの事實を擧げ、此際約定と註文品受渡との期間を短縮するには兵役を免除せられたる熟練労働者、労働取引所の紹介する労働者を收容するの急務ありとし、優に四萬人の男女工を募集するを得ることを論じたり。之を實際に徴するに、労働者の應募数は十萬人の多きに上れりと雖も、其内の八萬人は傭者の排斥する所と爲れるの状態にして、彼等の能力を檢定するは一の難事たらざるを得ず且つ軍需品關係の事業に使役せらるゝ労働者に對しては、如何なる場合に於ても、其以前の職業に於て得たると同等以上の賃銀并に旅費、小遣を給與することを保證したる規定あり。思ふに此事たる労働者を軍需品事業に吸収するの必要に出でたるものなる可しと雖も、從來傭者が労働者一箇の事情如何に拘はらず、其地方に行はるゝ賃銀を支拂ひたる慣習に矛盾する所なき

能はず。殊に労働者が軍需品事業に使役せらるゝことを志願するときは、義勇職工として採用せらるゝ規定なるが、義勇職工たる、義勇兵が入隊の後軍隊の一員として新空氣の下に生活するに反し、何等共同的精神を涵養するの機會を得ず、却て事業に於ける異分子たらざるを得ず。

軍需品關係事業の利益に對する制限并に「被監督事業」の政府收用に就ては、未だ多くの實例に接せず。政府は軍需品法の制定後數日ならずして、後者に關する規則を發布し續ひて機關工業、機械附屬品製造業等を收用し、八月六日までに此種取扱を受けたる設備の數三百四十五に上れりと稱せらる。利益制限に關する規定は、遡及的効力を有せず、隨て開戦以來十一箇月間に於て、當業者の得たる利益に對しては何等の制限加はらざるなり。労働者は政府に於て利益制限の條項を適用するに就て、大なる注意を

施されれば、脱税を招くに至る可しと云ひ、一方に軍需品製造業者は戦争に伴ひ、巨額の利益を博するもの少なからざる際、獨り軍需品製造業者の利益のみに制限を加ふるは、不公正なりとの非難を叫ぶものあり。思ふに後者の點に就ては、今後の財政計畫に於ける増税方針に依て負擔の不公平を除却するに至る可きか。

更に注目を要するは、軍需品法中、同盟罷業同盟解備、職工組合規則に關係する紛議を防遏する爲めに設けられたる強制的規定の適用是れなり。軍需品法の規定に依て、大小の審問所は全國に開設せられ、傭者并に労働者を代表する委員各一名選任せられ、委員長を輔佐することゝ爲れるが、強制的規定適用の状況を見るに、傭人の規約違反に就ては適用に何等の困難を訴へず、労働者は五磅以内の罰金を課せらるゝこと依て、規約に違反するを欲せず、傭者は此程度の罰金を以てしては、敢て何等の苦痛を感

せずと雖も、將來政府事業の請負より除外せらるゝの損失に顧みて、規約を尊重するの趣ありと雖も、職工組合が團體として規約に違反したる場合には其解決容易なる能はず、現に其一例は軍需品法制定後直にグラスゴー市に起るを見たり。即ち同市フェアフィールド造船會社は「被監督事業」として指定せられたるものなるが、事業經營上直に鑄銅工に不足を訴へ、鉛工をして鑄銅工の職を行はしめんとし、地方軍需品法委員會の認可を申請し、委員會は鑄銅工組合に通告を爲す以上は、何等の反對に接せざる可き旨を述べて、之を認可したるを以て、會社は組合に此事を通告したるに、組合は電話を以て之に抗告し、再度の交渉を受けたる場合には、之に答ふる所なかりき。然も會社は十日の後鉛工を鑄銅工として使役するや、三十名の鑄銅工は同盟罷業を決行したり。斯くて此事件は審問所の審問に付せられ、審問所は罷業者一名に付き一

日二志六片の割合を以て、罰金を賦課し、組合は直に之を納付することを約したるも、一方に罷業者の行爲の合法なることを附言したるが、備者は鉛工を鑄銅工として使役することを廢止し、鑄銅工組合をして必要の人員を補充せしむることゝしたり。即ち労働者は飽くまでも自己の職業を尊重せんとし、爲めに軍需品供給の必要を尊重するに缺くるに至れるものにして、其間急施す可き仕事を妨害し、生産高を制限したるや論を俟たず。而して労働者が職工組合主義を固執するは必ずしも犠牲の觀念に缺くるが故に非ず、要するに自家の義務の何れに在るやを誤解し、又備者の動機に疑惑を懐くの結果にして、備者と労働者との間に同等の犠牲の爲さるゝことの明白と爲らざる限り、此種の疑惑は到底一掃せらるゝを望む能はざる可し。

第三 ウェールス炭坑同盟罷業
軍需品法適用の一例として、最も重要な事

めんとす。然るに千九百十年の協約に於ては、賃銀の最高率を定め、同年三月炭價の暴騰したる爲めに、賃銀は此最高率に達したり。茲に於てか今回戦争の結果炭價の騰貴するや、坑夫は其騰貴に依て何等利益する所なく、却て戦後炭價の低落に依り、賃銀の低減を招きて、損失するの恐ありとし、炭坑夫組合は本年三月三十一日を以て三箇月後に現行の協約を廢棄するの通告を發し、新協約の基礎として、千八百七十七年乃至同七十九年の標準炭價に依て定まれる賃銀に對して、三割五分乃至五割の増率を加ふることを提議したり。而して坑主坑夫の會議に於て、坑主が此提議を峻拒するや、坑夫は坑主が公衆に對して炭價を引上げざる保證の下に、戦時賞與金を頒與せられんことを要求し、此議も亦坑主の容るゝ所と爲らざりしが故に、兩者の關係は甚だしく危険の状態に陥り、繼に六月三十一日即ち在來の協約有効期限後は商務院總裁

件を以て目せらるゝものは、即ち南ウェールス炭坑夫の同盟罷業是れなり。海軍に對して其活動の最大要件たる石炭の供給を遮斷し、國法に背反する態度に出づるが如き、他國に起りたりとせんか、直に國家に忠誠を致さず、却て内亂を助成するの行動を以て之に擬せざる可からず。雖も、英國は非合理的國民より成り、南ウェールス亦此類例の一を以て居るものにして、炭坑夫の行動の如き實に彼等の心理状態を諒解せざれば、正當に解釋する能はざるの事情ありとす。南ウェールス炭坑夫の労働條件は千九百十年來三年を以て期限とし、且つ年々兩當業者の希望に依り、改正せらる可き協約を以て定まり同協約に於ては、千八百七十七年并に千八百七十九年に於ける石炭の標準代價を基礎として、賃銀を協定し、爾後石炭の買價と標準代價とを比較して、賃銀を高低せしむるの制度にして、斯くて炭價と賃銀との間に直接の聯絡を保たし

ランシマン氏の調停に依り、坑夫は何時に於ても一日前の豫告を以て、就業を廢棄する條件の下に就業を繼續することゝ爲れり。斯くて七月一日ランシマン氏は新労働條件を提示したれども、坑夫を満足せしむるに足らず、解釋にも疑義を生じたるを以て、坑主坑夫兩當事者より政府に向つて文書を以て解釋を明にすることを求め、政府亦七月九日を以て、之に應じたるが故に、坑夫組合委員會は直に翌日會議を開き、大體に於て政府の提議を承認し、今後引續き就業するも、舊來の標準率を以て、新標準の基礎に充つるの一事に反對し、一方に坑夫組合聯合會代表者の會合は七月十二日を以て催され、三分の二以上の多數を以て政府が組合の要求を認めざれば、七月十五日を以て罷業を執行することを決議し、其趣をランシマン氏に通告したり。茲に於てか政府は七月十三日勅令を以て、此紛議を軍需品法の強制仲裁に關する規定に據て

處断する旨を布告したり。思ふに政府が此處置に出でたる一理由は炭坑夫代表者を以て、炭坑に於ける真正の輿論を代表するものに非ずと認めたるの事實に存す可しと雖も、斯の如きは大きな誤解にして、勅令發布後却て坑夫の團結を鞏固にし、政府に對する反感を大ならしめたり。斯くて七月十五日に至るや、全炭坑を擧げて、坑夫は仕事を怠り、坑夫組合聯合會は坑夫に向つて、一日を期限として仕事に就く可きことを勸告したるに拘はらず、十五日に於ける代表者會議に於ては、再び前日の決議を可決したり。一方に坑主は政府に向つて、政府が事業の繼續を保證するに必要なりと認むる條件を示さんか坑夫と協議す可き意思あることを通告して、政府の行動を待望したり。既に坑夫が公然法律に違反するの舉動に出でたる以上は、政府は固より彼等に服従する能はず、寧ろ進んでウェールズの炭坑を國家の經營に移すを以て、軍需品法

規定の趣意に副ふものとす可し。然も政府は炭坑を國有とするよりは、軍需品法の適用を潤色するの方針に出で、七月十九日の閣議後ロイド・デョーシ、ランシマン並にヘンダーソン等は直にカーチキフに坑主を訪ひて、坑夫組合に示す可き條件を協議し、翌日夕刻協議成立して、條件を組合代表者に提示し、次ひで七月二十一日坑夫組合の會議亦之を認めて、直に復業するを得たり。

斯る手数を費して、成立したる労働條件の要項を見るに、坑夫の賃銀に就ては千八百七十九年の標準に對して、五割を加重したるものを以て新標準賃銀とし、又一割を加重したるものを以て、最低賃銀とし、新協約は南ウェールズ炭坑夫組合のみに適用し、尙ほ協約の期限を三年とせず、戦後九箇月間に及ぶものとしたり。斯の如くして軍需品法の規定は遂に正當に適用せられず、曖昧の間に政府傭者被傭者の同意を收

めて、局を結ぶを得たるは、何れの方面より見ても、失敗の記録を遺したるものと云はざるを得ず。

第四 炭價法

炭價の問題は單に南ウェールズ坑夫の態度と關係するのみならず、一般の労働不安と關係する所深きものあり。開戦當初労働者團體は石炭最高價格の決定を政府に要請し、次ひで坑夫組合聯合會長スマイリー氏も政府にして此際炭價を制限し、剩餘利益を政府に收用するの法律を制定せんか、坑夫は敢て賃銀の増率を要求せざるの意見を公表したり。然も政府はウェールズ炭坑罷業の後に漸く此種の議案を提出し、七月二十九日を以て、法律として發布せらるゝを得たり。當時ランシマン氏は石炭の價格に對して獨り斯る法律を制定する理由を説明して「石炭は純然たる英國の物産にして、此點より英國が世界に於ける小麦の代價を有利に左右する能は

ざるに反し、炭價に對しては、之を爲すを得ること」を擧げ一方に昨年冬期に於て家庭用の石炭代價は前年に比較して、九志高く、本年夏期に於ては、前年に比較して、六志高しと雖も、此間生産費は僅に三志の増加を來したるに過ぎざること述べ、斯くて千九百十四年六月三十日に終る一年間の各時期に於ける炭價に對し、三志増を標準として、最高代價を制限せんとするものなることを附言したり。而して原案に於ては、既存の契約に依て定まれる炭價を除外したるが、結局家庭に對し、地方政府、瓦斯電燈水道諸會社に對して供給せらるゝ石炭の代價にも適用せらるゝこと、爲れり。然も制限法は石炭出坑當時の價格を制限するものなるが故に、實際の小賣相場に如何なる影響を及ぼすや未だ判明せざるものと云ふ可し。

第五 結論

之を要するに今回の戦争は既往に於ける無意

識なる平和の缺點罪惡を遺憾なく暴露したり。民主政治、國民的任務、愛國心は從來國民に依りて常に絶叫せられたる所なるが、其意義如何は今や國民に依りて自覺せられたり。英國人必ずしも利己的ならず、又必ずしも愛國心に缺けるに非ず。然も彼等は無識、疑惑并に過去に於ける衝突の記憶に依りて、國民的礎石を産業上の問題に置くことを妨げられたるものと云ふ可し。單に英國と云ふも、生活並に精神の統一より見れば、單一なる國民に非ず、今回の戦争に依りて、富者と貧者とを擧げて、産業上の豫備兵とする組織の行はるゝまでは、是等國民は同一の地歩に立ちて、國民的事業に協力するの機會を得ざりしものなり。今日英國が既往に於ける無識、偏見、狹量、排他心等の收穫を收めつゝありとすれば、其罪は斯る事實に於りて利益を占め來れる富者に於て、之を負はざる可からず。

戦争は既往一世紀間に於ける「コムマーシヤ

リズム」の勞作を破壊し、國民的統一の基礎を築かんとしつゝあり。新軍隊はクルークス並にチレット氏等の揚言する如く、主として勞働者階級に依りて編成せられ、坑夫の出征したる者のみを以てして、二十五萬人に上れりと稱せらる。茲に於てか今日重大要件たるは、政府が勞働者階級の感情を知り、同等の犠牲並に國民的任務の原則を廣く適用するの一事に存す。「フエヤ・プレー」なる辭は英國人の慣用語なれども、平和閑暇の時代に用ひらるゝに於ては、戦時に於て遂に何等の用を爲すものに非ず、從來重大なる事件に際會すれば同等の犠牲なる語の叫ばれるを常とすれども、一方に同等報酬の約定の爲されざるは何故なりや。其富者たり、貧者たるを問はず、生を英國に享くる者は總て一の組合員にして、其戰場に於けると、工場に於けるとに拘はらず、一方に對する害惡は他に對する害惡たらざるを得ず。既往一世紀間享樂と安全との時代に於て、國民的統一の感情愛他的行動の觀念共に薄弱と爲れりとすれば、今や之を矯正するの時期に達したりとす可し。

佛國憲政の研究

村田岩次郎

要 目

暴君政治より暴民政治に至るの經驗——人權宣言——一八七五年の共和國基本法——共和主義の勝利——選舉制度——議員年齢と選舉年齢——單純多數主義と決選投票制度——大選區制度と小選舉區制度——有給制度と名譽職制度——元老院對代議院——内閣の更迭——佛國憲政の短所と長所

佛蘭西人は政治上の所有ゆる制度を實驗したる國民なり。然り、一時は無政府の状態に在りき。獨裁政治の時代もありき。貴族僧侶等跋扈して第三級民の利權を蹂躪したることもありき。暴君政治倒れて暴民政治之に代はれることもありき。而して幾變遷の後終に佛蘭西人を満足せしめたるものは立憲共和政體なり。佛蘭西に於ける立憲共和政治の淵源を成すものは一七八九年の人權宣言にして、人權宣言には實に次

の如き規定有り。

- (一) 人は生來自由にして平等の權利を享有す。
- (二) 總べての政治團體の目的とする所は神聖にして他に讓渡す可からざる自然の權利を保障するに在り。自然の權利とは自由權、財産權、安全權、並に壓制に對する反抗の權利を云ふ。
- (三) 主權は人民に在り。人民の明示的の委任あるに非ざれば何人も何等の權威を有することなし。
- (四) 自由とは他人を害せざる一切の行爲を爲し得るを云ふ。故に自然權の行使は他人の同一の權利の享有を妨げざる限り自由なるべし。之が限界を定むるものは唯法律有るのみ。
- (五) 法律は社會を害するものゝ外、一切の行爲を禁止することを得ず。而して法律の